

■イタリア：ガス火力救済のためにキャパシティ・ペイメント制度を活用

需給調整のために待機している電源設備に対して実際に発電を行わなくとも報酬を支払う、いわゆる「キャパシティ・ペイメント」の規定を盛り込んだ法律（通称「成長法」）が 2012 年 8 月 3 日、議会で可決された。立法の目的は、太陽光発電や風力発電の急増の結果、卸電力価格が低下するとともに運転時間の減少によって経済的に窮地に追い込まれている、比較的最近に建設された高効率のガス・コンバインドサイクル設備を救済するためとされる。ガスコンバインド設備の多くは、太陽光設備がフル出力に達する昼間、待機状態にまで出力を下げ、夕方太陽光の出力が低下すると同時に直ちに運転を再開するというパターンが定着し、年間の運転時間は設備投資費用回収に必要とされる年間 4,000 時間を下回る 3,000 時間程度となっている。法律には「電力価格や料金の負担を増加させることなく」との規定が盛り込まれおり、この規定に従うには、キャパシティ・ペイメントに係る費用をインバランス・コストの支払という形で主に再エネ発電事業者から徴収するものと推測される。キャパシティ・ペイメントに係る年間費用は、経済界は 5~8 億ユーロ、再エネ業界は 15 億ユーロになるとの見積もりを公表している。